

宝塚市公契約条例の骨子に関する
中間答申書

宝塚市公契約条例検討委員会

令和元年（2019年）11月14日

1 宝塚市公契約条例の骨子に関する中間答申

当委員会は、宝塚市が「宝塚市公契約に関する条例（案）」について、平成28年（2016年）8月22日から9月20日までにパブリック・コメントを募集したところ、市民から多岐に渡る意見が寄せられたことを受け、同条例案について、より慎重な検討を行うために設置されたものである。当委員会のメンバーは、市民をはじめとする関係者と専門家で構成され、宝塚市にふさわしい公契約条例とはどのようなものかについて、平成30年（2018年）3月から令和元年（2019年）11月までに、計9回にわたって委員会を開催し、検討を重ねてきた。その主な検討事項は、以下の通りである。

第1に、宝塚市の入札契約などの現状についてである。宝塚市では、地元企業の活性化という観点から概ね市内業者に限定した入札が実施されているが、市内業者は中小規模業者が多いことから、受注が困難な設計額の大きい大型案件については市外業者が受注者となる場合が多くなっていることを確認した。例えば、平成28年度（2016年度）の工事では、発注件数でみた場合、総発注件数108件中、入札参加条件を市内業者に限定した発注件数は97件（89.8%）であったが、落札金額でみた場合、不調を除き成立した105件、落札額の総額24億2,567万円のうち、市内業者の受注は96件（91.4%）、12億464万円（49.7%）であった。また、この条例の対象とする契約には、指定管理者との契約も含めることとしたため、指定管理の状況の確認をしたところ、57件あり、その総額は年間10億円余りであった。

第2に、宝塚市で公契約条例の検討を行うことになった理由についてである。当委員会は、公契約条例の是非を問う場ではないが、公契約条例を制定している自治体は全国的にもまだそれほど多くないため、同条例案の見直しにあたって、その大前提を確認しておく必要があったからである。宝塚市で公契約条例の制定を目指すことになったのは、過去に市長が2代続けて逮捕されるという不祥事があったことを受け、平成23年度（2011年度）に「入札・契約制度に関する調査専門委員」に委嘱したことが契機となっている。具体的には、その調査専門委員による調査報告書の中で、入札及び契約に係る制度の透明性及び公平性を高めることはもとより、「市の理念・基本方針の明確化」が提言されたことへの対応として、公契約条例を制定することになった。こうした経緯が市民の間で十分共有されていなかったことが、宝塚市の公契約条例案にその見直しを求める多数のパブリック・コメントが寄せられた理由の一つであったと思われる。

第3に、市との契約案件に従事する労働者の賃金下限額を条例に規定すべきかどうかについてである。当該論点については、パブリック・コメントでもかなりの意見が寄せられたという経緯もあり、当委員会においても最も多くの時間を費やして議論した。委員からは、競争入札及び請負工事の多い建設業関連案件への賃金下限額の設定については、書類の作成や確認などの事務負担があまりに大きいとの意見も出された。他方で、指定管理においては、賃金下限額を条例に規定すべきとの意見も多く出され、質の向上に伴う賃金の設定などの意見が交わされました。今後は中小企業の実態も踏まえ、条例の理念のもと市民が安心して利用できる公共サービスの品質を確保するた

めには、その担い手である労働者の育成及び安心して働ける良好な労働環境の整備が必要である。そのため委員からは、条例の目的に「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保」及び「公共サービスの品質確保」を明確に謳い、一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいという意見が大勢を占めた。

一部の案件から取り組むべきとする理由は、賃金下限額を設定することに伴うデメリット、すなわちその実効性の不確実性にある。先行事例を見ると、賃金下限額の設定を大型案件に限定するという方法を選択している自治体が数多く見られるが、宝塚市においては、そうした案件の大部分を市外業者が受注しており、賃金下限額を設定することの効果が市内事業者にはほとんど及ばないということになる。その解消のため、対象とする案件を幅広くすると、実効性を確保することが難しくなる。つまり、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の実情を踏まえて検討する必要がある。

以上から、当委員会としては、宝塚市公契約条例案の見直しの方向性として、次のように提案したい。1つ目は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討するという点である。具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

したがって2つ目の提案は、そうした検討の場として、宝塚市の公契約条例について、市民をはじめとする関係者や専門家が継続的に意見交換できる「公契約審議会」を設置し、必要に応じて開催することである。同審議会は、例えば、対象案件についての運用状況の検証や、対象案件の段階的な拡大など、賃金下限額の対象案件の範囲や金額のほか、下限報酬額、条例自体の見直し等について検討する場となる。そのため、公契約条例には、同審議会の趣旨・目的や役割について明示しておく必要がある。

なお、現時点での我々の職務は、条例案の骨子を検討することであり、最終的な条例文案については、今後行われるパブリック・コメントで出された意見及びそれに対する回答案と合わせて確認する予定であることを申し添える。

2 宝塚市公契約条例素案のポイント

<素案のポイント>

- 1 条例は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する。

具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

- 2 市内事業者への発注

公契約条例は、先行自治体の事例を見ると、労働者保護を中心に据えるものが多いが、本市においては、労働者保護に偏ることなく、市内業者への優先発注について、バランスよく記載することを求める。特に大企業がほとんどない宝塚市においては、如何に下請けに入れるかは、市内業者の経営に大きな影響を与えるものであるため、元請などに対して市内業者を下請けに用いるよう強く求めるなどの施策が必要である。

- 3 (仮称) 公契約審議会の設置と必要に応じた開催

当該条例に関しては、対象案件の範囲や金額、下限報酬額などのほか、条例自体の見直しについても検討する場が必要であることから、条例の中に審議会の設置を明示し、その趣旨・目的や役割についても明らかにしておく必要がある。

(例) 条例の目的が履行されているかどうかの検証

条例の運用に関すること

条例の施行状況や改正に関すること

労働報酬下限額の検討

など

- 4 施行期日

施行日は、公布の日とする。

- 5 見直し条項

条例施行後5年以内に見直しを行う旨の「見直し条項」を盛り込むこと。

3 宝塚市公契約条例検討委員会検討経緯

	開催日、及び議題	主な議論
第1回	平成30年3月22日 ・委員委嘱辞令発令 ・委員紹介 ・公契約条例に関する審議 など	・宝塚市の契約の現状確認 ・公契約条例の形態について (理論型、賃金条項設定型、それぞれのメリット・デメリット説明) ・他市の公契約条例の実例、本市の昨年の公契約条例案について説明
第2回	平成30年5月7日 ・確認事項 ア 契約件数等の推移 イ 登録業者数の推移 ウ 公契約条例制定市の比較表一覧 (ア) 理念型(人口10万人～50万人)の内容比較一覧 (イ) 賃金条項設定型(人口10万人～50万人)の内容比較一覧 エ 尼崎市の公契約条例制定までの経緯 ・条例、規則、要綱の違いについて ・前回のパブリック・コメントで出された意見の分類整理について	・宝塚市の契約の現状確認 ・条例成立後の審議会の必要性について ・宝塚市が公契約条例の制定を目指した理由について
第3回	平成30年8月10日 ・確認事項 ア 条例化を進めることになった経緯が分かる資料 (ア)平成23年2月8日付「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員告書」(抜粋) (イ)平成23年12月22日付「労働問題審議会提言」 (ウ)宝塚市労働施策に係る契約課の平成28年度事業計画 (エ)平成28年8月パブリック・コメント実施時の説明文 イ 兵庫県内自治体の工事落札率等(250万円以上の案件)	・宝塚市が公契約条例の制定を目指した理由について ・理念型、賃金条項型について ・条例成立後の審議会の必要性について

	<p>ウ 近隣市の落札率等の状況</p> <p>エ パブリック・コメントの結果概要及び詳細一覧</p> <p>・宝塚市公契約条例の骨子の検討について</p>	
第4回	<p>平成30年11月28日</p> <p>・確認事項</p> <p>ア 平成23年2月の提言を受けて実施した内容について</p> <p>イ 平成23年度労働問題審議会で「とりわけ人件費の占める割合が大きな業務委託において、いわゆる官製ワーキングプアのような状況が生じていないのか検証すること」と記されていることに対する検証結果</p> <p>ウ 一般会計予算において、工事費や委託費の占める割合</p> <p>・宝塚市公契約条例の骨子の検討について</p>	<p>・理念型、賃金条項型、それぞれにおいて提出を求めている様式について（他市事例）</p> <p>・賃金条項の設定について（各委員に事前アンケートも実施）</p>
第5回	<p>平成31年1月30日</p> <p>・宝塚市公契約条例の骨子の検討について</p>	<p>・公契約条例をパターン分けし、今までの意見を整理</p> <p>・賃金条項や労働施策以外の部分（対象案件や金額など）について</p> <p>・理念型か賃金条項型か</p> <p>・指定管理を含めるのか</p> <p>・見直し条項を入れ、試行的にやってみる方向性で一致</p>
第6回	<p>平成31年4月8日</p> <p>・条例案の骨子について中間答申（案）検討</p>	<p>・見直し条項を入れ、理念型でスタートする案について</p>
第7回	<p>令和元年6月3日</p> <p>・条例案の骨子について中間答申（案）検討</p>	<p>・見直し条項を入れ、賃金条項型でスタートする案について</p>
第8回	<p>令和元年8月20日</p> <p>・条例案の骨子について中間答申（案）検討</p>	<p>・条例イメージ（賃金下限額を検討する案）を見て必要であれば骨子を修正</p>

第9回	令和元年11月14日 ・条例案の骨子について中間答申(案)検討	・条例イメージ(賃金下限額を検討する案)を見て必要であれば骨子を修正 →賃金下限額を定めることができる
-----	------------------------------------	--

4 宝塚市公契約条例検討委員会名簿

委員名	所属役職	
川勝 健志	京都府立大学 公共政策学部 教授	委員長
寺田 友子	桃山学院大学 名誉教授	副委員長
在間 秀和	弁護士 (在間秀和法律事務所)	
海山 鐘海	宝塚建設関連業協議会 代表	
瀬尾 武夫	宝塚商工会議所 建設・植木部会副会長	
堀口 吉志	阪神土建労働組合 支部長	
渡部 美和子	連合兵庫北阪神地域協議会宝塚地区連絡会 幹事	
田中 達夫	公募市民	

【(参考資料) 中間答申を基に作成した条例案のイメージ】

現時点での我々の職務は、条例案の骨子を検討することであり、これは骨子を検討するためのイメージとして作成したものです。最終的な条例案については、今後行われるパブリック・コメントで出された意見及びそれに対する回答案と合わせて確認する予定です。

「平成28年の宝塚市公契約条例(案)」との対照表

平成28年の条例(案)	今回の条例案のイメージ
<p style="text-align: center;">宝塚市公契約に関する条例(案)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 公契約の適正化(第6条—第8条)</p> <p>第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保(第9条—第12条)</p> <p>第4章 労働者の福祉の向上(第13条・第14条)</p> <p>第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献(第15条—第17条)</p> <p>第6章 雑則(第18条—第20条)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公契約 <u>市が発注する工事若しくは製造の請負契約、業務委託契約又は物品の購入契約若しくは借入れ契約をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">宝塚市公契約条例(素案)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 公契約の適正化(第6条—第8条)</p> <p>第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保(第9条—第12条)</p> <p>第4章 労働者の福祉の向上(第13条—第19条)</p> <p>第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献(第20条—第22条)</p> <p>第6章 宝塚市公契約審議会の設置(第23条)</p> <p>第7章 雑則(第24条)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公契約 <u>次に掲げる行為をいう。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入契約若しくは借入れ契約に係るもの。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理の指定協定</u></p>

- (2) 市長等 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (3) 受注者 公契約を受注した者又は受注しようとする者をいう。
- (4) 受注関係者 受注者その他市以外の者から当該公契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。

- (5) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。
- (6) 市内事業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる営業所を有する事業者をいう。
- (7) 社会的取組 障害者、若者等の雇用創出、環境への配慮、男女共同参画社会の形成、災害時の応援体制の確保その他の地域社会の発展に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。
- (3) 公契約に係る業務に従事する労働者(以下「労働者」という。)が、安心して働くことができるよう適正な労働条件及び労働環境を確保すること。
- (4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、第3条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、関係法令等を遵守し、及び市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

- (2) 市長等 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

- (3) 受注者 市と公契約を締結した者をいう。

- (4) 受注関係者 受注者その他市以外の者から、当該公契約に係る業務の一部について請け負う者及び労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)を行う事業者をいう。

- (5) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。

- (6) 市内事業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる営業所を有する事業者をいう。

- (7) 社会的取組 障害者、若者等の雇用創出、環境への配慮、男女共同参画社会の形成、災害時の応援体制の確保その他の地域社会の発展に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。
- (3) 公契約に係る業務に従事する労働者及び労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者(以下「労働者」という。)が、安心して働くことができるよう適正な労働条件及び労働環境を確保すること。
- (4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、前条に規定する基本方針に則り、公契約に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、第3条に規定する基本方針に則り、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、関係法令等を遵守し、及び市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公契約の適正化

(契約方法)

第6条 市長等は、契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、債務負担行為その他の予算措置又は業務の履行開始までに必要な期間の設定により、計画的な発注及び適正な契約期間の設定に努めるものとする。

(情報の公表)

第7条 市長等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に定めるもののほか、入札及び契約の手続が適切に行われていることを広く市民に知らせるため、公契約に関する情報の公表を行うものとする。

(不正又は不誠実な行為の排除)

第8条 市長等は、入札及び契約に関する法令を遵守するとともに、不正又は不誠実な行為の排除又は未然防止を図るために必要な措置を行うものとする。

第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保

(契約条件)

第9条 市長等は、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、価格、納期その他の契約条件が適正な履行水準を確保するために適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の算定)

第10条 市長等は、市場価格及び社会経済情勢を考慮し、適正な積算根拠に基づき価格を算出するものとする。

2 受注者は、入札に係る価格の算出に当たり、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めなければならない。

(履行水準の確保)

第11条 市長等は、受注者(公契約を受注しようとする者を除く。次項、第13条、第14条及び第17条において同じ。)が適正な履行水準で公契約の内容を履行していることを点検するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 公契約の適正化

(契約方法)

第6条 市長等は、契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、債務負担行為その他の予算措置又は業務の履行開始までに必要な期間の設定により、計画的な発注及び適正な契約期間の設定に努めるものとする。

(情報の公表)

第7条 市長等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に定めるもののほか、入札及び契約の手続が適切に行われていることを広く市民に知らせるため、公契約に関する情報の公表を行うものとする。

(不正又は不誠実な行為の排除)

第8条 市長等は、入札及び契約に関する法令を遵守するとともに、不正又は不誠実な行為の排除又は未然防止を図るために必要な措置を行うものとする。

第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保

(契約条件)

第9条 市長等は、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、価格、納期その他の契約条件が適正な履行水準を確保するために適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の算定)

第10条 市長等は、市場価格及び社会経済情勢を考慮し、適正な積算根拠に基づき価格を算出するものとする。

2 受注者になろうとする者は、入札に係る価格の算出に当たり、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めなければならない。

(履行水準の確保)

第11条 市長等は、受注者が適正な履行水準で公契約の内容を履行していることを確認するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受注者は、公契約の適正な履行水準を確保するとともに、市長等が求める点検その他必要な調査に協力しなければならない。

(人材の確保及び育成)

第12条 受注者等は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行水準の確保を図るため、労働者の雇用の安定に配慮するとともに、公契約に係る業務の担い手となる人材の育成に努めなければならない。

(受注関係者との契約)

第14条 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他の関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

第4章 労働者の福祉の向上

(適正な労働条件及び労働環境の確保)

第13条 受注者等(受注者のうち、公契約を受注しようとする者を除く。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令の遵守の徹底を図り、労働者に適正な水準の賃金を支払うほか、労働者の労働条件及び労働環境の確保及び向上に努めなければ

2 受注者は、公契約の適正な履行水準を確保するとともに、市長等が求める確認その他必要な調査に協力しなければならない。

(人材の確保及び育成)

第12条 受注者等は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行水準の確保を図るため、労働者の雇用の安定に配慮するとともに、公契約に係る業務の担い手となる人材の育成に努めなければならない。

(受注関係者との契約)

第13条 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他の関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

(公契約の解除等)

第14条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

(1) 第22条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

(2) 第23条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

(4) 誓約事項に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、本市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 受注者等は、前条第1項の規定による公契約の解除によって本市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 労働者の福祉の向上

(適正な労働条件及び労働環境の確保)

第16条 受注者等は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令の遵守の徹底を図り、労働者に適正な水準の賃金を支払うほか、労働者の労働条件及び労働環境の確保及び向上に努めなければならない。

ならない。

2 市長等は、労働者の労働条件及び労働環境が適正な水準で公契約に係る業務(第10条第2項の規定により、受注者が労務費その他の経費を積算したものに限る。)が実施されているか確認するため、受注者に対しその報告を求めることができる。

3 市長等は、前項の報告を受け、労働条件又は労働環境の改善の必要があると認めるときは、受注者に対して改善措置を行うよう指導することができる。

4 受注者は、前項の規定による指導を受けたときは、速やかに労働条件又は労働環境の改善を図るとともに、その結果を市長等に報告するものとする。

5 市長等は、受注者が第2項の報告若しくは第3項の改善措置を行わないとき、又は第2項若しくは前項の報告に虚偽の事実が含まれていると認められたときは、指名停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(労働報酬下限額の検討)

第17条 市は、労働報酬下限額(受注者等が労働者に支払う報酬の下限とすべき額をいう。)を定めることができる。この場合において、市長は、第27条に規定する宝塚市公契約審議会その他市長が必要と認める者の意見を聴かなければならない。

(誓約)

第18条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が市長の規則で定める契約(以下「特定公契約」という。)に該当するときは、市長等に対し、労働者の適正な労働環境の確保に関し規則で定める事項(以下「誓約事項」という。)について誓約しなければならない。

(労働者への周知)

第19条 受注者等は、次に掲げる事項を特定公契約に係る業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者に周知しなければならない。

(1) この条例の適用を受ける労働者の範囲

(2) 労働報酬下限額

(3) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者の申出)

第20条 特定公契約に従事する労働者は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出(以下「違反申出」という。)の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 受注者等は、労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第22条 市長等は、労働者から第20条の規定による申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して報

第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献

(市内事業者の活用)

第15条 市長等は、地域経済の活性化を図り、又は災害時その他の緊急を要する事態における地域社会への貢献を促すため、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。

- 2 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、市内事業者の受注機会の確保に配慮し、適切かつ合理的な規模による発注に努めるものとする。
- 3 受注者等は、公契約に係る業務の一部を請け負わせる者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の活性化に配慮し、市内事業者を活用するよう努めるものとする。

(市内雇用の創出)

第16条 受注者等は、公契約に係る業務の履行に当たっては、市内における雇用の創出に努めるものとする。

(社会的取組の推進)

第17条 市長等は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加条件に必要な資格を定めること、又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札その他の契約手続を行うことにより受注者を決定する等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

告を求め、又は市の職員に受注者等の事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(是正措置等)

第23条 市長等は、前条の報告及び調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを求められた場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、市長等は、当該措置について、市長等が定める期日までに、報告を求めることができる。

第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献

(市内事業者への優先的な発注)

第24条 市長等は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内事業者へ優先的に発注するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、市内事業者の受注機会の確保に配慮し、適切かつ合理的な規模による発注に努めるものとする。
- 3 受注者等は、公契約に係る業務の一部を請け負わせる者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の活性化に配慮し、市内事業者を積極的に活用するよう努めるものとする。

(市内雇用の創出)

第25条 受注者等は、公契約に係る業務の履行に当たっては、市内における雇用の創出に努めるものとする。

(社会的取組の推進)

第26条 市長等は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加条件に必要な資格を定めること、又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札その他の契約手続を行うことにより受注者を決定する等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 宝塚市公契約審議会の設置

(公契約審議会)

第27条 公契約における労働環境の確保等に関し必要と認める事項について審議するため、市長の附属機関として宝塚市公契約審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に基づき必要に応じて開催する。

- (1) この条例の目的の履行検証に関すること
- (2) この条例の運用に関すること
- (3) この条例の施行状況及び改正に関すること
- (4) 労働報酬下限額に関すること
- (5) 前3号に掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

3 審議会は6人の委員で構成し、知識経験者並びに事業主及び労働者を代表する者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

7 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

8 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

10 審議会の庶務は、総務部において処理する。

11 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

第6章 雑則

(意見聴取等)

第18条 市長等は、公契約に関する施策を適正かつ円滑に行うために、必要があると認めるときは、受注者等から意見を聴くことができる。

2 市長は、公契約の適正化を図るために必要な事項について、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する宝塚市入札監視委員会に意見を

<p><u>求めることができる。</u> <u>(指定管理者の選定等)</u></p> <p>第19条 市は、公の施設の管理を指定管理者 (<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項に規定する指定管理者 をいう。)</u>に行わせようとするときは、この 条例(第2章及び第3章を除く。)の趣旨を 踏まえ、その選定等を行うものとする。ただ し、当該公の施設の管理の実情によりこれに 適さないときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項 は、別に市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成29年4月1日から施行 する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 この条例の規定は、条例の施行の日以後に 行われる入札公告その他の契約の申込の誘 引に係る公契約について適用する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第28条 <u>この条例に定めるもののほか、この 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め る。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日から 施行する。</u></p> <p><u>(見直し規定)</u></p> <p>2 この条例は、その運用状況、実施効果等 を勘案し、第1条に規定する目的の達成状 況を評価した上で、この条例施行の日以後 5年以内に見直しを行うものとする。</p>
--	---

※指定管理については、労働者保護の観点が必要であるという意味では契約と同じ取扱とすべきですが、指定管理は法律上契約ではなく行政処分であるため、契約と同じような表現では、不都合が生じると思われます。指定管理の場合にどのように表現するのかについて、当委員会では最終成案は作れませんでした。いずれにしても、最終的な条例文案は、貴市で作成される形になるため、指定管理についても適切な表現方法を検討されるよう申し添えます。

第9回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議録

【日 時】 令和元年11月14日（木）午前10時～正午

【場 所】 宝塚市役所 3階 3-3会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 近成総務部長 藤本行政管理室長 中西契約課長
契約課課員（生駒係長、丸山係長、古谷）

【開催形態】 公開（傍聴人 8名）

【進 行】

1 委員会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

2 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

3 議題

(1) 議題1 宝塚市公契約条例の骨子の検討について

4 前回の議事録の修正有無確認

【審 議】

委員長： それでは本日の会議を始めます。では、お手元の次第に従って議事進行をさせていただきますと思います。本日は前回に引き続き、条例案の骨子についての検討を行いたいと思います。それでは、事務局から本日配布されている資料の説明をお願いします。

事務局：（事前に郵送しておいた、前回会議の意見を反映した資料を説明）

資料の説明は以上です。

委員長： それでは、今説明していただいた資料について皆さまからご意見をいただきたいと思います。大きくは1の「中間答申（案）」の中身について、もうひとつが、「条例案のイメージ」のところについての2つに分けてご意見をいただけたらと思います。まず1つ目の「中間答申（案）」の内容についてです。全体的には大きな修正点はないのですが、皆さん確認いただいて、ご意見はありますでしょうか。もうこの時期ですので、もし修正すべきという点があれば、具体的に修正案をいただくとありがたいです。

委員： 4ページの第2についてのところですが、旧条例と今の条例を混同してしまいそうな気がします。23年を受けて28年の条例案ができ、また、それを受け、今検討を行っている。これが読みにくい。「・・・への対応として、公契約条例を制定することになった。」程度で良いのではないか。次に、「この点が」の「この」とは何なのか。不祥事ということなのか、不祥事とパブリック・コメントで多くの意見が寄せられたということはそんなに関係が無いような気がしました。

委員長： 4ページの第2にという段落の後半部分ですね。ここは、経緯が説明されている訳ですけど、「・・・への対応として、宝塚市で公契約条例を検討することになった。」の「宝塚市で」を削除するというご提案。それから、「検討」ですが、我々が今見直しをかけているものと混合しないかというご意見かと思います。今検討しているものと区別するために「公契約条例を制定することになった。」としてはどうかというご意見。その次に、「この点が」ということが、分かりにくいということで、私からの提案は、「こうした経緯が」という風に変えてはどうかと思います。この点について、皆さん如何でしょうか。3点です。特に異論はないでしょうか。それでは、その他には如何でしょうか。条例素案のポイントも含めて。こちらも前回のこの委員会でのご意見を受けて文言の修正をしておりますが、特によろしいでしょうか。

そうしましたら、答申書（案）の中身については、これ以上ご意見がなさそうなので、次に条例案のイメージの方に移りたいと思います。10ページ以降です。皆さんからご意見をいただきたいと思います。

委員： 10ページの公契約の定義ですが、まず1点目は旧条例との関係でいくと、物品の購入契約若しくは借入れ契約が除かれているのですが、除かれた理由が分からない。今回の対象は継続的な事業に限られてきているが、物品購入契約で保護をかける必要性がないのかと言われると、有ると思います。大きな物品を購入した時に、そこのお店で働いている労働者が非常に悪い条件で働いているというようなことになってくると、やはり契約の一定の額を決めていくので、そうするとやはりここで外した理由というものを明らかにしておかないと。当

然にそういうところが問題になるのではないか、という気がしました。

委員長： 委員のご意見は残しておいた方が良いというご意見ですか。

委員： 残しておいた方が良いという意見です。なぜ除いたのかが分からない。

委員長： 事務局から、なぜそうしたかについて、理由をお願いできますか。

事務局： 物品購入につきましては、確か以前の会議で要らないだろうというご意見が有ったため除いたものです。第4回会議、議事録で言いますと13ページの「物品を購入する場合に、購入先の事務員さんがどれくらい給料をもらっているのかまで対象とするのか」というと、それはいらないだろうと思う。」の部分です。

委員： これは労働者の保護ですから、いろんな保護規定があります。それが、物品契約や借入れ契約の中でも、そこまで含めて契約した方が良いのではないかと思いました。

委員長： なので、公契約の内容というのは、労働者保護という観点のみに限らず、広く渡るということを考えたときに、これも含めておいた方が良いというご意見かと思えます。事務局として、特に強いこだわりが無ければ入れておいても良いのではと思うのですが、如何ですか。

事務局： 特にこだわりはありません。

委員： 小さな契約は、おそらく対象を決める時に外れていくと思います。やはり何千万円とかの購入契約が対象になるだろう。だけど、最初から対象から外すのはどうか。

委員長： 特に今回は、条例案の見直しということになるので、旧条例と対照した時に、変わったところについては、何らかの説明が求められると思います。なので、特段に理由が無いということであるなら、そこは残しておいた方が良いということもありますし、どうしても外したいということであれば、やはり説明できるだけの理由をちゃんと用意しておかないといけないと思います。そうしましたら、旧条例案の「物品の購入若しくは借入れ契約」という文言を残しておくという形で提案させていただきます。その他、お願いします。

委員： 私も気が付かなかったのですが、指定管理者制度を入れたために、概念が非常に難しいということに気が付きました。それで、どうしていきべきか、ということかと思うのですが、調べたところ、指定管理者制度は、契約ではなく行政処分となっていました。そうすると、指定管理者制度は、権力的な意思決定過程であって、契約は双方の合意で行うもの。これを一緒に書くということは、非常に難しい。私も何となく契約だと思っていたのですが、どの本を見ても行政処分となっている。それで、どうしようかと迷っている。これを公契約の中に入れていくことは必要だと思いますし、入れているところも有るので、もう少し検討を要する様な気がしています。特に11ページの「(3) 受注者」ですが、これは今回参考にした津市がそう書いているのですが、締結した者となっ

ている条例も多いかと思えます。しかし、指定管理者の場合、その相手方は指定管理処分を受けた非処分者なので、この表現だけで良いのかと思いました。もう少し良い案を出せればよいのですが、それをどうするか。

委員： ちょっと思いついたのですが、公契約は契約、指定管理は行政処分だという観点という見方からすると、この条例の中身というのは基本的に契約関係を前提にしたものです。ですので、契約解除などについては、指定管理の場合は契約の解除ということでは無理だと思います。そういう風に見ると、公契約という本来の契約関係を基本にして、指定管理は別の条項を設けて、指定管理の場合には公契約のこういうところを適用するという風にした方が整理がつくのではないかと思います、どうでしょうか。

委員： おっしゃるように、指定管理については別の項目を立てて関係条文を全て挙げて行くという感じでしょうか。この種の条文だけは準用するとか。契約の解除に相当するものは、指定管理の場合は処分の取り消しとかになる。だけど、労働者の保護という点においては、この種の条文とこの種の条文はちゃんと適用しますよ、と明記すればよいのではないかと。

事務局： 旧条例では、17 ページの第 19 条のところで、指定管理については別出しで、書く作り方をしています。私はその時には居ませんでした、前回の時にも指定管理の書き方に関しては、かなり議論になったと聞いています。それは、委員がおっしゃるような理由もあったのかもしれないと、今聞いていて思いました。

委員長： では、今の点を踏まえるとどうなるでしょうか。

委員： 定義の所で、公契約についてだけきちっと定義をしておき、この第 19 条を被せるということで良いかと思えます。ただ、もう少し明確になるように条文を書いておいた方が良いでしょう。

委員長： そうすると、先ほどの構造上の変更を要するという点については。

委員： 旧条例の時にかなり議論したことですし、やはり指定管理にも適用させないといけないので、こっちで上手く書くようにしてはどうかと思えます。ただ、このような包括的な書き方だと保護されるのかという気もするので、ましてや、条例の末尾にある。だけど、末尾になりますよね。

委員長： 先ほどは、指定管理については、別の条文を掲げてということでしたが、旧条例の第 19 条の議論を踏まえるとそこまではしなくてもよいということですか。

委員： もう少し重みを持たせるとすると、この条文をもう少し前にもってくるとかが良いのではないのでしょうか。どこに持ってくるのかは難しいですが。この条例の目的の中に指定管理まで入れておけば、今の様に末尾でも良いかもしれないとも思えます。

委員： 今、委員がおっしゃったことで、私もかなり整理出来てきたのですが、旧条例の第 19 条で指定管理について触れられているのは、これは先ほどの議論からするとこういう形になるだろうと思います。ただ、この第 19 条では少し弱いというか、もう少しこれを、第〇条については、指定管理にも適用すると。要するに、契約関係を前提にした条項を指定管理にも当てはめる訳にはいかなければ、構造としては基本的に同じ構造が有る訳なので、本来の契約関係で規定しているところで、指定管理についても第〇条については適用するという風な決め方をすればどうかと思います。ですから、旧条例の第 19 条は活かして、その中で指定管理については、〇条、〇条も適用するという構造でどうでしょうか。

委員長： 今のお話は、やはり指定管理については、別枠にして独立させるような形にはするんだけど、〇条については、指定管理も適用するという様な形を取った方が良く。この第 19 条だけで網をかけるというにはちょっと弱いのではないかというご意見かと思えます。

委員： 他市の条文でもほとんどに指定管理が入っているんですけども、条文でどうなっているか。資料で貰った中も全部に指定管理が入っている。

委員長： 私も十分に目配りできている訳ではないのですが、実際問題として、今、議論があったとこまで丁寧にやれていないのではないかと思います。だけど、宝塚市として独自の条例を作る訳なので、やれるのであれば、やってみればよいのではないのでしょうか。

委員： 中身は変わらないのだが、適用される法律が全く異なる。

委員長： その他の部分について、ご意見を頂戴したいと思います。

委員： 3点有るのですが、まず1点目が、14 ページの労働報酬下限額の検討という項目なのですが、市は、全てに下限額を設定するのか。そうではなく、例えば、時により、必要とされる様な下限額を設定するという様な意味合いではないかと私は思います。何故かと言いますと、中間答申にも書かれています、「一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいという意見が大勢を占めた。」という経緯があります。それを見たときに、イメージとして書くには、形が決まり過ぎていて、もう検討しなければいけないという風に見えてしまう。だから、これは、あくまでも全てに下限額を設定するのではなく、本当に必要とされる部分でいかないと、年間に指定管理だけでも 10 億のお金が使われている中で、全てに下限額を設定するのか。そうなってくると全ての底上げになる。財政の問題も色々あると思いますし、「一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する。」ということも中間答申でも書いている。そういうものが、ここに来た時に、あまりにも極端に「下限額の検討」となってしまうのではなく、そこをもう少し緩やかに、時により必要とされるような

労働報酬下限額を設定するとか、何か文言を入れた方が私は良いと思います。それから、第2点目は、14ページの第18条に特定公契約と出てくるが、規則で定める契約とは何か、「市が指定した特定の・・・」とかでないで、全てに当てはまる様なイメージになるのでは、と思います。だから、何か「指定した」とかいう言葉を入れた方が良いのではないかと思います。3点目は、17ページの見直し規定ですが、「5年以内」とあるのですが、何故5年なのか。これについては、行政及び審議会委員において、必要に応じて見直しを行えるものとする」というようにすればどうかと思います。審議会が開かれるので5年にこだわらずに、行政及び審議会が必要に応じて見直しをする。但し、その場合においては、こういう形で見直しますよと、事前にホームページ等で公表する。そうすれば市民や皆さんのご意見も明示もできる。今後、何を問題視していろいろな審議をするのかということも考えると、少し緩やかに動けるようなことも必要ではないかと思います。

委員長： 今、3点、ご指摘をいただきました。これから皆さんにもご意見をいただきたいのですが、条文として書けるものと、説明みたいな形で補足しなければいけないものと、あるいは、そもそも条例という枠組みの中では出来ないものもあると思いますので、そのテクニックの部分と、内容の部分とは切り分ける必要が有ると思うのですが、皆さん今のご意見について如何ですか。まず、1つ目は14ページの労働報酬下限額の検討の部分はどうですか。

委員： 基本的にはこの条文は労働報酬下限額を検討することが書いてあるだけの話です。問題は、その後です。私は前からも言っていますが、もう下限額を設定することは決まっていることで、下限額を設定するのが大枠です。委員がおっしゃるように、どういう業種で、額をどうするかということについては、今回はそういう意見があるから、我々では決められないということで、全てを丸投げしてしまっている訳です。しかし、全部に決めるとも書いていない。これを読むと全てに決めなければいけないとおっしゃいますが、そうではなく市長が審議会に諮問して決める。審議会がこれだけで行きましようと思ったのであれば1つでも構わない。だから、委員がおっしゃる「適切に」という文言は入れる必要はない。適切かどうかは、全て後の公契約審議会で決めていくということになる。

委員： 委員が、今中身を説明して下さり、それが1つの形であるという風に再認識をしましたので、そういう意味で我々も解釈しました。怖いのは、見方や考え方によって、受け取る解釈も違う。ただ、今、まとめていただきましたので、それも一応念頭に置いた上で、全てではないですよ、ひょっとすると1つかもしれませんよと。これは今後、審議会決めて下さいということだと私も頭に置いておきます。

委員： この条文で首長は下限額を設定できると書いておかないと、業者を拘束する根拠が無いことになる。だからこの第 17 条で首長は下限額を設定できると書いておかなければいけない。1 つであれ、2 つであれ、全てであれ。しかし、全てということは絶対にあり得ない。適切・必要だと思うものについて、設定するということでもいいかと思います。書いてないとそれすら出来ない。下限額設定の根拠がここで出てくる。むしろ見出しとしては、「下限額の検討」よりも「下限額の設定」の方が良いかもしれない。

委員長： 前回、この点については整理したと思うのですが、ここに書いておかなければ、1 つですら設定できる根拠を失ってしまうということになってしまうので、書いておかなければいけない。今、見出しのところの検討を設定にしておいてもいいくらいだというご意見も出ましたが、そうするとおそらく反対意見の方のイメージを逆に大きくしてしまうような気がするので、ここは、下限額の設定としていないところにミソがあると私は思っています。どんな見出しになろうが中身は今共有したと全く同じですが、誤解を招かないという意味においてはこの方がいいと思います。

委員： 第 17 条ですが、定めることについての検討ではなくて、定めなければならないとするか、定めることができるとするか、を決めておかないといけないと思います。反対されている委員も、基本的には定めることについては承認されている。定めることについての検討だと、逆に言うと、定めなくても良い。

委員： 定めることについて検討しなければならない、ではどうですか。

委員： それには、反対です。この審議会では、定めることは決まっているので、定めなければならないとするか、定めることができるとするかのどちらかだと思います。

委員： まあ、一番上に検討は書いてありますからね。ここで敢えてまた書くのかという問題も有りますよね。

委員長： 表現上の柔らかさということで言うと、定めることが出来るとした方が、いいかな、と思います。定めなければならないというのは、ちょっと強いですね。

委員： 意見が出ますよ。

委員長： ただどちらの表現を使っても、解釈は同じですよ。

委員： 結局、市長には、裁量がある。しかし、1 つも定めないという裁量は無いということだと思います。定めることができると書いているので、定めないことも許されるかということ、これは許されないということだとは思っています。

委員長： だから、後にパブリック・コメントで意見が出るのでは、ということなのですが、どちらに書いても、それぞれの立場から出ると思います。ただ、どちらから出ても解釈は同じなので、意見は大いに出してもらった方がいいですが、返し方は同じだと思います。なので、これで良いのではないかと思います。

繰り返しますが、解釈としては同じになりますし、ここでの議論は、議事録として残すので、ここから先は、若干好みみたいなどころになってくると思いますので、次の方に進めさせていただきたいと思います。

委員： 第 18 条で、委員がおっしゃったことが特定公契約として定義されている。この定義が「自らが締結し、又は関わる公契約が規則で定める契約に該当するとき」。特定公契約という言葉は、ここで始めて出てくるので、定義している。初めに定義しても良いのだけれども、ややこしいから、ここで定義しておいたら、後で使える。この特定公契約という言葉は、この後にどこで出てきますか。

事務局： この条例ですと、第 19 条と第 20 条です。

委員： 第 19 条と第 20 条ですね。

委員： ということは、規則で定める契約というのが、市が指定した特定の公契約になるということなんですね。

委員： そうです。規則でどういう定め方をするかです。

委員： だから結局、契約行為の全てに当てはまるのか、何らかの指定した公契約に当てはまるのかという解釈が、この規則で定める契約というところになるのであればそれで良いと思います。ただ、ちょっと分かりにくい。

委員： こういうのを決めたときに、適用される条文が限定されるのかという意味かと思います。すなわち、公契約を締結した者全てにこの第 20 条を適用しても良いのかどうか。第 20 条では、特定公契約に従事する労働者で、特定公契約に従事されていない人はこの第 20 条の拘束は無いのか。それが、良いのかどうか。

委員： 全てに適用するものに関しては、13 ページの第 16 条、労働者の福祉の向上の所で書いてあります。いろんな公契約条例の中で特定の案件に適用することが、第 19 条の（1）から（4）に書いてありますよね。この枠にはめようとすると、特定公契約に属さなければいけないのではないですか。

委員： 第 20 条の申し出ができるのは、特定公契約だけ。それで良いのかどうか。

委員： だから、ここの部分は、敢えて指定したという形がある訳で、全体については第 16 条で、労働基準法その他の関係法令の遵守の徹底を図り、労働者に適正な水準の賃金を支払うほか、労働者の労働条件及び労働環境の確保を図りなさいと全部まとめてありますので、社会的な労働環境についてはここで謳われている。ただ、賃金下限額を定めるような特殊な縛りがあるもの、つまり特定公契約については、特にこうなさいよということが書いている。だから、敢えて市が指定した特定のという表現の方が分かりやすいのではないかと思ったんです。この規則で定める契約という内容が一般論で言うと非常に分かりにくい。特定公契約を誰が指定するのか。特定公契約は行政の方が指定するしかないと思うのですけれど。

委員： この規則は、まさに首長である市長が定めるものなので、今おっしゃっていることはここで表現されているのですが、もう少し丁寧に、市長が定めると書いた方が良くということですね。

委員： そうです。

委員長： 今の話でいきますと、公契約は市長が定めるとなっているのですが、「市長が規則で定める契約」にするということですか。

委員： そういうことですね。それが特定公契約で、特定公契約だけにその相手方には(1)から(4)の義務が発生する。全てではない。全てはおっしゃるように第16条の部分。

委員長： それから3点目ですが、17ページの5年以内に見直すという部分の5年以内というところを必要に応じて、みたいな形にできないのかということだったのでしょうか。

委員： そうです。何故5年なのか。

委員： 5年以内に見直すことが、義務付けられる。必要に応じてであれば、見直さなくても良いことになる。見直すことが義務付けられる。いつまでに見直さなければいけないのかということになる。5年以内ということになる。一般的にはちょっと問題がある条例には全てこのようなことが入っている。

委員長： 遅くとも5年以内という意味。

委員： 最近はこういう法律も結構多い。私もこういった見直しのタイミングが有る方が良くと思います。これが無かったらそのままずっと行ってしまふところがある。

委員： 出来上がったら、問題があっても、そのままずっと行ってしまふことが多い。見直しを行った上で、変更が無ければそれはそれでいい。

委員： 分かりました。

委員長： では3点目については、このまま変更なしということ。その他の点は如何でしょうか。

委員： 13ページの公契約の解除とか損害賠償ですが、全ての契約がこの対象になるのかどうか。もし、ならないのであれば、今の請負関係とかなり差があるなと感じます。この辺りは事務局、如何ですか。

事務局： 解除などについては、前回の委員会において、市長が定める案件だけではなく、全体に適用されるべきものであろうという意見でしたので、ここに移してきたものですので、市の契約全般的に適用される条項であるということ。委員： それに指定管理も入るかどうかということをお聞きしたい。

事務局： この時には、最初の公契約という定義で指定管理も入りますよという形で作っていますので、指定管理も入るという考えです。

委員： それに指定管理も入るかどうかということをお聞きしたい。

委員長： 委員のご意見は入れた方が良くということですか。

委員： 先ほど、法律上、指定管理は別ですよという意見がありました。その辺りについては、私達は分からないので、もし、そうであったとしても考え方は同じはずで、履行するに際しては、仕様書、期限、金額は決まっている訳で、違反を見つけた場合には、解除とか損害賠償とかになっていくべしと思いますので。工事だけでなく業務委託やその他の分野についても、準用するのであればしっかりやれるように。

委員： 指定管理については、新たに条文を起こして、取り消しとか停止とかという行政処分的な構成を書けば、そういうことは無くなる。具体的に制裁を行使するかどうかは別として、やはり制裁規定なのでちゃんと遵守しないという制裁が有りますよと。

委員： お話を聞きながら、他市の条例がどういう感じでやっているのかを見ていたのですが、加西市の条例ではその点を念頭に置いて書いています。これを見ると、指定管理協定という表現で、公契約と両方を含めて公契約としている。契約の解除の部分では、市長は受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合には当該公契約を解除すると書いて、そこに（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。）ことができる。という書き方をしているので、一応、公契約の中には条例に基づく指定管理協定を入れ、協定の締結を契約レベルに扱っている。加西市はこのようにしているが、宝塚市にも同じような指定管理の条例が有るという理解で良いですか。地方自治法を受けた宝塚市の条例は有りますか。

委員： 個別に、指定管理をした時に協定を結んでいるとは思いますが。

委員： 加西市は、指定管理者の指定手続き等に関する条例があるみたいなんですよ。

事務局： おそらく宝塚市にも有るのではないかとは思いますが、はっきりとしたことは今すぐには分かりません。

委員： 指定管理者と指定管理協定というものを締結する訳ですよ。

委員長： 前の話に戻るのですが、指定管理者については別枠で、と言う話ではあったのですが、今ご紹介いただいた加西市の事例に基づくと、もう少し簡易な形で修正が可能と言うことですね。

委員： そうですね。話がまた元に戻るのですが、その時に指定管理協定という言葉で表現すると分かりやすい。また、契約という言葉の後にかっこ書きで書いておくと整理ができるかなと思います。

委員： おそらく、その協定の中に制裁規定の事も入っているとは思いますが。だけどやはり網をかぶせる以上、二重に書いても矛盾していなければ、構わない。内容的に矛盾していれば難しいかもしれないが。

委員長： 後ろの制裁規定の話も簡易な修正でカバーしやすくなる。

- 委員： 三木市も同じように入っている。
- 委員長： ありがとうございます。では、その他に如何でしょうか。
- 委員： 気になったのは、11 ページの市と市長。市長等は定義されている。旧条例の第4条では「市」であったものが「市長等」に変わっているが、これはOKか。市には機関としては議会が入ってくる。市長等と書いてしまうと議会が入ってこない。条例を作る時に議会が入らなくてもよいのか、議会を除くという積極的な理由があるのかどうかという確認です。
- 委員長： 委員のご意見は議会を入れた方が良いというご意見ですか。
- 委員： いいえ、旧条例と変わっている部分だったので。
- 委員： これは、水道とか病院とかの事業管理者は、市長とは別に契約する、また、議会は契約当事者ではないので、敢えて外しているのだと思います。これで良いと思います。
- 委員： ちょっと10ページに戻りますが、公契約の定義の中で指定管理も含むと、きちっと書いてあるので、指定管理だけあまりこだわることもないのではないかとと思いますが。
- 委員： 表現として、指定管理の指定とここに書いてしまうと、契約と指定とは法的な位置づけが全く違うので、そこを指定管理協定とすると契約のパターンに近いので、表現としては指定管理協定の方が良い。宝塚市にも指定管理に関する条例が有るのであれば、指定管理協定にしておく方が良いと思います。
- 委員： そうすると、ここに公契約には指定管理も含むとなっているので、後の文言も指定管理だけ特記せずに行けるのではないかと。
- 委員長： その他に如何ですか。
- 委員： 12ページの第11条ですが、ここに「受注しようとする者は」とあり、これは、受注者ではなく、これから未来に受注しようとする者に向けた義務付けなのですが、こういう場合に、上手く指定管理も含まれるのでしょうか。
- 委員： 「受注者になろうとする者」にすれば良いのでは。
- 委員長： 「受注者になろうとする者」にすれば問題ないですか。ありがとうございます。その他、如何でしょうか。
- おそらく、細かいところをチェックしていくといろいろ出てくるとは思うのですが、この条例案そのものは、先ほどもちょっと言いました様に、市の方でもフィルターをかけていただく必要が有るので、もし特段、ここは、というご意見が無ければ、これまでのご意見を少し整理しておきたいと思うのですがよろしいでしょうか。
- いずれも、条例案のイメージに書かれている所の細かい修正案ということになると思うのですが、まず、10ページですけれども、公契約の中身に旧条例では入っていた物品の購入若しくは借入れ契約が無くなっているため、これは入

れておいた方が良いでしょうというということが1つ。それから2点目は、具体的にはまだ言えないのですが、指定管理の扱いについて、他市の事例を参考にしながら指定管理協定という形で定めるということで、問題点を解消することが出来るのではないかとということで、これは大きな点ではあるのですが、今の形でかなり簡易に直せるということだと思います。それから11ページ、第2条の1の(3)の受注者の定義ですが、現状は「公契約を受注した者をいう。」となっているのですが、「市と公契約を締結した者」に修正するという事です。次に、12ページ、第11条第2項で「受注しようとする者」を「受注者になろうとする者」に変更するということが4点目。次に14ページ、第17条の4行目、「・・・を定めることについて検討しなければならない。」を「定めることができる。」に修正して下さい。それから、第18条ですが、「公契約が規則で定める契約」となっている部分について「市長が規則で定める契約」に修正して下さい。これが5点目と6点目。

委員：そこはやはり公契約が必要ではないですか。

委員長：「市長が規則で定める公契約」ですか。

委員：いいえ、前の方の公契約です。「携わる公契約が市長が規則で定める契約」ということなのですが、「が」が続くので、「市長の規則で定める契約」にしてもいいかもしれません。

委員長：「携わる公契約が規則で定める契約」となっている部分について「携わる公契約が市長の規則で定める契約」ということでいいですか。

委員：はい。

委員長：では、そのように修正して下さい。最後に「5年以内に」という部分で意見がありました。これはこのままでということではよかったですね。

委員：「遅くとも」という言葉をいれてはダメなのではないでしょうか。

委員長：どちらでも同じ意味ですけれど、5年以内にということを経験するために、ということですね。どうでしょうか。

事務局：他の条例にもそういった年数を設けているものもありますので、できればそこは、他の条例とのバランスを取らせていただけたらと思います。行政としては、どれも遅らせようという考えはありませんし、年数が定められたこと自体が見直さなければいけないというものですので、そこは調整をさせていただければと思います。

委員長：わかりました。いずれにしても意味合いが変わる訳ではないので、案としてはこのままにさせていただくということでもいいかと思えます。

ということで、本日いただきましたご意見を今、確認させていただきましたが6点あります。その他、今、整理をさせていただいた過程で何かお気づきになった点などはございませんでしょうか。細かい修正は、市の方で改めて、今

回の意見を受けて、今後、条例案が出てくると思いますので、その時に修正していただくということによろしいですか。

事務局： 14 ページの第 17 条中の後段に誤りがあるので、修正をお願いします。「市長は、第 25 条に規定する宝塚市公契約審議会・・・」の部分ですが、条ずれを起こしています。第 25 条を第 27 条に修正をお願いします。

委員長： 分かりました。その他に、事務局の方からもお気づきの点などがあればご指摘いただければと思いますが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日も皆さん活発にご意見をいただきましてありがとうございます。そうしましたら本日の委員会の審議はこれで終了ということにさせていただきたいと思いますが、また、後日、何かお気づきの点や質問などがあるという場合には、いつものようにご連絡をいただいてということをお願いしたいと思います。その他、事務局から、何か報告とか連絡事項、特に今後のスケジュールなどをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局： まず、本日の議題の 2 の前回の議事録の修正の有無ですが、いつものように修正があれば、終了後に職員までお伝え下さい。議事録については、確認いただいた後にホームページに載せていきます。

委員長： それでは、中間答申については、今日、最初の方に皆さんにご確認いただいて、若干の修正は有りましたが、文言の修正というところに留まっていたと思うのですが、こちらの方はこれで中間答申として確定させていただいてよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： それでは、中間答申については、先ほど言ったように、文言の修正のみと言うこととなりますので、中間答申については、修正されたものを皆さんにメール等で確認していただくということはやった方が丁寧かと思いますが、特に追加的に中間答申について議論するところはないと思いますので、その意味での委員会の開催は不要かと思えます。

委員： この後のイメージはどのようになりますか。もう一度パブリック・コメントをやりませぬ。その流れを教えてくださいませぬか。

事務局： 中間答申については、これで完成ということですので、この中間答申については事務局から市長に報告させていただきます。今後の予定ですが、この中間答申を基に、本市において条例案を作成していきます。まずは法制部門と調整し条例案を作成し、その後パブリック・コメントに向けた手続きに入っていきます。パブリック・コメントの実施は、現時点の予定としては、来年春から夏頃になるのではないかと考えております。

そもそもこの委員会が出来た経緯が前回の条例案がパブリック・コメントで賛否両論、かつ多数のご意見があったことを受けて設置されたという経緯か

ら、次回のパブリック・コメントで出された意見とそれに対する回答をみていただき、パブリック・コメント結果に関する意見を追記したものを最終答申として、いただけたらと考えております。

委員： 次は、2月に委員会を開くためのスケジュール調整があったのですが、2月の会議はあるのでしょうか。

事務局： 本日、中間答申が完成しましたので、2月の会議の開催は不要となりました。

委員長： 中間答申について次にやることはありません。その上で、私も確認しておきたいのですが、その条例文案のチェックは、我々はしなくてもよいのですか。

事務局： 条例文（案）の作成については、市の方に委ねていただければと思います。ただ、出来た条例文（案）については、このように出来ましたという風に皆さんにメールや郵便でお知らせさせていただきます。それで、パブリック・コメントを実施し、出てきた意見と共に、委員の皆さまのご意見も反映して、条例文（案）を修正し、そうした修正意見を加えたものを最終答申として、市にいただければと考えております。

委員： この委員会は、まだ継続するということですか。

事務局： そうです。パブリック・コメントを挟みますので、しばらく間は空きますが、まだ継続するということです。

委員： それでも別に構わないですが、パブリック・コメントの案については、我々は検討していないということを明記しておいて欲しい。委員の名簿も出るし、今までの審議会の中身も出ている。パブリック・コメントの案については、我々は議論はしたが、条例文の細かい点については関わっていないということ。しかし、そこまで書いては嫌味なので、参照と言う形でこれも付けて出して下さい。そうしないと我々は割と細かいことまで言うておいて、こんなのを出したのかと言うことになるので。できたら、このパブリック・コメントを受けて再度、委員会で検討するぐらいは書いておいてもらってもいいかなど。そうしないと、公契約条例の中身については、こういう人がやったという重みがあるので。付ける時は、募集要項の後の資料で良いので、この対照表も付けて出して下さい。

委員長： ありがとうございます。ということで、今の点についてよろしく願いしたいと思います。条例文案というのは、何時頃できる予定でしょうか。

事務局： まだ確定ではないのですが、来年の2月下旬頃には作成できればと考えています。

委員長： その後にパブリック・コメントに入っていくということですか。

事務局： そうです。

委員長： ということで、当初、この中間答申（案）がまとまらなかった時のために、2月に会議を予定していたのですが、それは無くなります。その間に事務局の

方で法制部門と調整して条例文案の作成に取りかかっていたいて、パブリック・コメントの手続きに入っていくと。議会への提案はいつ頃になる予定ですか。

事務局： パブリック・コメントを実施して、その後、再度、この委員会で、パブリック・コメントで出てきたご意見とその回答案を見ていただいた後に、市議会に上程する条例文案の成案ができるということになりますので、おそらく来年の12月市議会ぐらいになるのではないかと考えております。

委員長： ということで、我々の出番としては、条例文案がメール又は郵送で送られてきますので、そのチェックということが作業としては発生しますが、このように集まって議論するという場合は、パブリック・コメント後ということになるということで、よろしくをお願いします。

その他何かありますか。

事務局： 次の会議までは、しばらく間が空きますので、今日の議事録については、またメールなどでお送りしますので、確認をいただけたらと思います。

委員長： そうしましたら、これをもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。